



for a living planet®

「欧州排出量取引制度（EU ETS）に関する Q&A」

WWF ジャパン・気候変動プログラム

Email: climatechange@wwf.or.jp / Tel: 03-3769-3509

※以下の文章は WWF ヨーロッパ政策オフィス（WWF EPO）が 2008 年 7 月に作成した Q&A を、WWF ジャパンが翻訳・一部加筆したものです。

① EU ETS の概要に関する質問

1. EU ETS とは何でしょうか？

2005 年、欧州排出量取引制度（EU ETS）が施行されました。この制度は、京都議定書の排出削減目標を達成するための EU 加盟国による取り組みの中でも、中心的な位置を占めるものです。京都議定書のもとで、EU は、2008～12 年の期間において、温室効果ガス排出量を 8%削減する義務を負っています。欧州委員会は、排出量制度を次のように説明しています。

EU ETS は「キャップ&トレード制度」である。同制度は、全体の排出量を制限するものであるが、参加者はその範囲内で必要な排出枠（allowance）を売買することができる。この排出枠は、制度の中核となる、共通の、取引される「通貨」である。1つの排出枠があれば、その枠の保有者は 1 トンの CO₂ を排出することができる権利を有する。排出枠の全体数が制限されることで、カーボン市場において不足が生じる仕組みになっている。

[中略] 自社の排出量を所有する排出枠内に収めた企業は、余剰排出枠を売ることができ、排出枠内で排出量を収めるのが難しい企業は、より効率のよい技術に投資をするか、よりカーボン集約的ではないエネルギー源を利用することで排出量を減らすか、カーボン市場で必要な余剰排出枠を買うかの 3 つの選択肢を有する。このうち 2 つの選択肢を組み合わせる場合もある。選択肢の決定はコストを比較することで決定される確率が高い。このような形で、排出量は、もっともコスト効率が高い形で削減される。¹

同制度は現在、エネルギー部門と産業部門の 12,000 以上の施設を対象としている。これは合計で、EU 全体の CO₂ 排出量の約半分を占める。2011 年または 2012 年以降、航空部門も同制度に含まれるべきであると提案されている。現在、制度が対象としている業種には以下のものがある。

- ✓ 発電
- ✓ 鉄鋼
- ✓ セメントやガラス製造のような鉱物処理業（窯業）
- ✓ パルプ・紙製造業

¹<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/35&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>



for a living planet®

2007年5月30日の時点で、EUA (EU allowances) として知られる排出枠は、マーケットにて26.45ユーロの価格で取引されている。²

2. EU ETSのフェーズ I・II・IIIの主な違いは何ですか？また現在までの成果はどうなっていますか？

2-1. フェーズ I (2005～07年)

【内容】

国家配分計画。EU ETS の対象部門に対して無償配分。

【成果】

- ・ 排出枠の過剰配分：排出量は、キャップ（排出枠総量の上限）を大幅に下回った。いくつかの研究³は、排出枠の余剰は排出量削減活動が原因である可能性があるとしているが、いずれにしても産業からの排出量は増加し続けている。削減活動があったかどうかは実際には問題ではない。フェーズ I では明らかに過剰な排出枠が割り当てられており、これは、重要な排出削減目標に到達するのに必要な排出枠よりも多くの枠が割り当てられたことを意味している。
- ・ 結果としてカーボン価格が急落、1ユーロ以下までに落ち込んだ。
- ・ その結果、EU ETS のフェーズ I は、EU 域内の排出量削減にほとんど効果をもたなかったと考えられる。
- ・ 排出枠の無償配分はまた、フェーズ I において（少なくともカーボン価格が急落するまでは）電力部門が棚ぼた式利益（ウィンドフォール・プロフィット）を蓄積する結果となった。フェーズ I では、排出枠の価格は電力価格に転嫁されている。⁴

2-2. フェーズ II (2008～12年)

【内容】

- ・ EU ETS のフェーズ II は、京都議定書の第一約束期間に当たる。つまり、2008 年以降、EU の加盟国は京都議定書の規定にしたがって排出量削減の義務を負う。
- ・ その結果、欧州委員会は、各加盟国への配分計画を全体で 10.5%減らしている。⁵
- ・ 電力部門に対する EUA の一部オークションを通じて配分（有償配分）（約 3～4%）

【成果】

² <http://www.pointcarbon.com>、2008年5月30日。

³ Ellermann / Buchner (2006): Over-Allocation or Abatement? A Preliminary Analysis of the EU ETS Based on the 2005 Emissions Data.

⁴ 例えば、イギリスの電力会社だけを見ても、2005年に12～13億ポンドの利益を得ている：
<http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/climatechange-bill/ria.pdf>。棚ぼた式利益についてさらに詳しくは 3.1 を参照のこと。

⁵ <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1614&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>



for a living planet®

- ・ CDM/JI プロジェクト由来の大量のクレジットへのアクセス。これは潜在的に、排出削減行動のすべてが、EU の ETS 対象部門の外部で（そして可能性としては EU 外で）行われる可能性があることを意味する。
- ・ この結果、EU 内の排出量がフェーズ I の排出量を超えてしまう可能性がある。
- ・ さらには、排出枠の無償配分の結果、フェーズ II において、電力部門には（そしてその他の部門でも）棚ぼた式利益が残る。⁶

2008 年 1 月、欧州委員会は、EU ETS 指令の改訂草案を提出しました。これは 2012 年以降の EU ETS に向けて改訂をするものです。⁷この草案は現在、EU で決議がなされている途中であり、以下の内容を含んでいます（訳注：2008 年 12 月に欧州議会ので決議がされ、原案からは大幅な変更がされています）。

- ・ 2007 年春の欧州理事会の決議に基づき、欧州委員会は、EU ETS のフェーズ III に向けて 2 つのシナリオを提案した。1 つは、EU の総排出量に関して、1990 年の水準と比較して 2020 年までに最低 20%削減するというもの、そしてもう 1 つは、他の先進国が 2012 年以降の気候変動緩和に関して世界的な合意をした場合で欧州と同程度の努力をすると公約した場合は 30%削減するというもの、である。

この 20%シナリオの下位目標は以下の通り。

- ・ 2013 年以降の排出削減目標：わずか 21%
- ・ 2013 年以降、電力部門は 100%オークションにて配分
- ・ 2013 年以降、電力部門以外の部門について、排出枠の無償割当の段階的廃止。その結果、2020 年には無償割当はなくなる。
- ・ EU ETS において開発途上国のプロジェクト（CDM）からのクレジットは、2013～20 年のキャップ（すなわち 25%の削減努力）において 5、6%分、認められる。
- ・ オークション収入のうちわずか 20%しか気候保護政策に割り当てられない。

3. EU ETSは世界規模での気候変動対策に貢献していますか？

EU ETS は現在までのところ、域内の排出量削減にそれほど貢献してはいないようです。しかしながら、EU ETS は以下の意味で非常に重要な意味をもっていました。

- ・ カーボン価格とカーボン市場を構築したこと
- ・ CDM とリンクすることで、開発途上国への低炭素投資を促進し始めたこと

⁶ WWF の委託によりポイントカーボンが最近行った、イギリス、ドイツ、スペイン、イタリア、ポーランドにおける電力部門の調査は、2012 年末までに棚ぼた式利益は 710 億ポンドののぼると結論づけている。詳しくは：
http://www.wwf.org.uk/filelibrary/pdf/ets_windfall_report_0408.pdf。WWF による要約はこちら：
http://www.wwf.org.uk/filelibrary/pdf/eu_ets_summary_0408.pdf。

⁷ http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/com_2008_16_en.pdf



for a living planet®

最終的には、科学的根拠に基づいた水準で排出量を制限する、世界規模でのカーボン市場が必要です。EU ETS の進展はこの炭素に沿ったもので、世界中の国内・地域内排出量取引制度の展開に影響を及ぼしています（例：アメリカの地域温室効果ガスイニシアチブ（RGGI））。

2012年以降のEU ETSが成功する鍵は、それが競争上の歪みを最小化し、開発途上国の低炭素投資を促進する一方で、欧州の産業における経営上の重要な投資決定にどの程度影響を及ぼすことができるかにかかっています。EUによるEU ETSの改革は、2009年末にコペンハーゲンで開催されるCOP会議で締結されると見込まれている、ポスト2012年の世界的枠組の国際気候交渉に先立って、適宜発表される予定です。

EU ETSの改革は現在、EUの気候・エネルギー政策の一部として協議されています。その中にはETS対象部門外での削減対策、再生可能エネルギーの推進、そして炭素地中隔離技術（CCS）に関する提案が盛り込まれています。

EUが国際交渉において先導的な役割を維持するためには、上述の政策が強力なものであり、かつ節目となるコペンハーゲン会議の前にまとめ上げられることが重要でです。

4. 欧州以外にも排出量取引制度を試みている国・地域はありますか？

京都議定書を批准した国々は、二酸化炭素を含む、六種の温室効果ガス排出量の削減義務を負います。それらの国々のうち何カ国かは、排出量取引制度を開始しています。京都議定書は現在、世界で170カ国以上の国々によって批准されています。2007年12月現在、アメリカとカザフスタンが議定書に調印していない唯一の国となっています。

京都議定書における各国の削減目標（例）は以下の通りです。

国名	削減目標（1990年基準での%）
オーストラリア	+8
オーストリア	-8
カナダ	-6
チェコ	-8
欧州連合	-8
日本	-6
リヒテンシュタイン	-8
モナコ	-8
ニュージーランド	0
ロシア連邦	0
イギリス	-8
アメリカ	-7



for a living planet®

中国やインドのような国々も京都議定書を批准していますが、削減義務はありません。しかしながら、気候変動が及ぼす影響について危機意識があり、CDMプロジェクトに参加しています。

5. 現在のキャップと、排出枠がどのように分配されたのか、教えてください。

EU ETSのフェーズIIの全体のキャップは 20.83 億t-CO₂/年と設定されています。⁸ 大部分の排出枠は無償で配分され、わずかな部分（約3~4%）がオークションによって配分されています。

6. 2020~50年の期間におけるEU ETSの対象部門の排出量削減について、WWFはどのように予測していますか？

EU ETSが2020年までのEU全域の温室効果ガス削減目標義務である（1990年水準からの）30%削減に過不足なく貢献するためには、EU ETSは2020年までに、2005年と比較して36%の排出量削減を達成しなくてはならないとWWFは考えています。私たちは欧州委員会が現在提案している計画に賛同しています。その内容は、EU ETSの各部門は、継続して、各国の排出量削減努力全体の2/3を達成する、となっています。

② 欧州での排出枠のオークション

7. なぜWWFは、他の割当方法ではなく排出枠の100%オークションを提唱しているのですか？

7-1. 欧州委員会とWWFの立場の違い

欧州委員会の提案は以下の通りです。

- ・ 2013年以降、電力部門における100%オークション化
- ・ その他の部門：2013年以降、無償の排出枠は段階的に廃止され、2020年には完全廃止

一方、WWFの立場は以下の通りです。オークションによる排出枠の利点には以下のものがあります。

- ・ 投資決定の際、カーボンコストの全額が考慮される。
- ・ 「汚染者負担の原則」（PPP）が守られる。
- ・ 無償の排出枠によって生み出されるような、排出量が最も多い部門に棚ぼた式利益が蓄積されることを防ぐ。脚注6と質問2を参照のこと。WWFとポイントカーボンは、ドイツ、英国、ポーランド、スペイン、イタリアの電力部門について、EU ETSのフェーズII（2008-12年）における棚ぼた式利益は710億ユーロにものぼると推定している。
- ・ 最も効率的な低炭素型の生産が報われる。

⁸<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/35&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>



for a living planet®

7-2. エネルギー集約型産業における「カーボン・リーケージ」の問題

WWF は、気候変動に関する国際条約がなければ、大規模のエネルギー集約産業のうちいくつかの産業は EU ETS により不利益を被っていたら、という事実は認めています。しかしながら、EU ETS によりどの産業が影響を受け、どの程度の被害を受けるかを評価するためには、欧州委員会は、独自に検証したデータに基づき、包括的で、事実に基づいた、透明な評価をすることで、決定しなければなりません。このような評価がなされるまでは、WWF は 2013 年以降、全部門において 100% のオークションを要求します。特に、2013 年以降、航空部門は、排出枠に関して全額を支払うことを求めます。

8. EU ETS は、経済発展の鍵となる電力部門に影響を及ぼしませんか？

いいえ、及ぼしません。現在までのところ、電力部門は EU ETS から利益を得ており、無償の排出枠により、棚ぼた式の利益を大量に獲得しています。2013 年から開始される排出枠の全面オークション化により、より CO2 排出量の少ない電力発電に対する投資が促進されるでしょう。

9. オークションは、エネルギー価格の増大につながりますか？

EU ETS のフェーズ I (2005-07 年) とフェーズ II (2008-12 年) において、欧州の大部分のエネルギー企業はすでに、カーボンコストを顧客の電力価格に転嫁しています。これらの企業は排出枠の大部分を無償で得ている、にもかかわらずです。したがって、オークションによってエネルギー価格がさらに上昇することはないでしょう。⁹

忘れてはならないのは、排出量取引は、排出削減の最小コストでの達成を支援するメカニズムということです。電力価格へのインパクトという点において、排出量取引は、価格に影響を与える複数の要因のひとつに過ぎません。その他の要因には、世界の燃料価格（石油とガスの価格は、電力価格に大きな影響を及ぼします）、輸送・配送コスト、ガスなどの供給量、そして税金などがあります。20%削減というエネルギー効率目標がどの程度達成されるかにもよりますが、実際のところは世帯が支払う電気料金の変動は全くないでしょう。¹⁰

10. EU ETS と排出枠のオークションは、欧州経済の主要部門の競争力を脅かしませんか？

競争力の低下は、環境政策を議論する際に産業界から必ず提示される論点です。しかしながら、環境政策が競争力に負の影響を及ぼすというのは、実は正しくないということが既に判明しています。産業界全体としては、EU ETS によって失われる競争力はたいしたものではありません。いくつかの産業において影響があるとしたら、それは下位（下請け）部門だけに当てはまることです。しかし、一般に、負の影響を誇張して産業界全体の信用性を損なう主張を行うのは、こういった下位部門ではありません。

⁹ この、いわゆる「転嫁」が生じるのは、発電を決定した際、発電事業者は、燃料と、発電から生じる排出量をカバーするために必要なカーボン排出枠の両方を使い切るからである。その結果、カーボン価格は機会費用であり、発電事業者は、電力価格が発電構成材（例：燃料）の価格を超えない限り、発電を行わない。ここにはまた、汚染排出枠の価格も含まれる。

¹⁰ “Questions and Answers on the Commission’s proposal to revise the EU Emissions Trading System” 欧州委員会のメモ、2008 年 1 月 28 日。
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/35&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>。



for a living planet®

Climate Strategiesが2008年1月に発表した報告書¹¹では、調査対象となったEU ETSの159部門のうち、わずか23部門のみが、EU ETSの結果、「無視できない」コスト影響を受ける可能性があるとして結論付けられています。¹²加えて、これらの部門は、EU非加盟国との取引が一般に少ないことが判明しています。Öko-Institutによる報告書¹³によると、類似の結果はドイツの産業界でも出ています。したがって、高度にエネルギー集約的な産業（同時にCO2集約的でもある）は一般に、国際競争にはそれほどさらされていません。実際のところ、その高度にエネルギー集約的な産業とは重工業部門であることが判明しており、輸送コストなど、多くの貿易上の障害を抱えています。貿易上の取引が多い部門の場合、貿易の主な決定要因はエネルギー価格や環境政策ではなく、労働力や技術へのアクセスが決定要因となっています。

WWFは、2013年以降の気候変動に関する強力な国際的合意の締結の際には、EU ETSと関連する競争上の歪みを取り除かれるべきであると考えます。したがって、その支援方策の議論は、国際的合意が締結される前に行われる必要があります。これについてWWFは、欧州委員会が2011年までに、移転の影響が大きい部門を特定し、またその対策にどのような方策を取るべきか特定することを決定したことを歓迎しています。この特定の過程では、産業界が提供する未検証の事実とデータではなく、確固たる科学的なノウハウを基礎とする必要があります。

11. EU ETSと排出枠のオークションは、欧州の雇用を脅かしませんか？

「気候変動報告書」において、EU ETSの結果、「無視できない」コスト影響があると特定されている23の部門は、英国のGDPに占める割合は約1%で、雇用で見るとわずか0.5%に過ぎません。実際、炭素集約的産業部門は、一般に、その経済の平均と比較して、かなり雇用集約的ではない、つまり雇用人数はそれほど多くありません。

EU ETSと気候変動政策は、概ね、経済の成長と雇用を阻止するものではありません。実際、強力なEU ETSとその他の気候・エネルギー政策があれば、エネルギー効率的な、低炭素経済への道が拓かれ、その結果、新しい部門（たとえば再生可能エネルギー部門¹⁴）で雇用が創出され、また全部門にわたってコストの節約となるでしょう。エネルギー供給セキュリティは、国外エネルギー源への依存度を減らすことで、上昇するでしょう。加えて、再生可能エネルギー源の増加によりEUの技術的な先進性が高まり、その結果、大規模な輸出の可能性が高まり、域内の雇用も創出されるでしょう。化石燃料への依存度を減らすことで、技術も向上し、クリーン・エネルギー源も登場、その結果、健康被害が減り、健康に関するコストも減少するでしょう。

¹¹ イギリスのケンブリッジ大学主導の研究ネットワーク。

¹² Differentiation and dynamics of EU ETS industrial competitiveness impacts, Climate Strategies, 2008。www.climate-strategies.org から情報取得。

¹³ Impacts of the EU Emissions Trading Scheme on the industrial competitiveness in Germany. Öko-Institut・DIW Berlin・the Fraunhofer Institut による報告書。2008年3月。

¹⁴ 例えば、風力エネルギー産業は、欧州全域で2006年末までに15万の雇用を創出している。そのうち8万はドイツ、2万2千がデンマーク、3万5千がスペインで創出されている。予測では、2020年までに、雇用数は最大37万となる可能性がある（出典：‘Wind Directions’、2008年4/5月、11ページ、国家雇用統計を引用）。



for a living planet®

12. WWFはオークション収入をどのように使うべきであると考えていますか？

欧州委員会の提案は、オークション収入のわずか 20%を気候変動防止対策に利用する、というものです。一方、WWF の立場は以下の通りです。

気候変動は主に、過去、そして現在における、EU 加盟国のような工業国からの排出が原因で生じています。しかしながら、その最も危険な影響は開発途上国で生じているのです。したがって EU は、開発途上国に対し、現在そして将来の危険について補償する責任を有しています。その結果、EU は実効性のある投資をする必要があります。その目的は、例えば、開発途上国が以下のようなことをできるよう、援助することです。

- ・ 可能であれば、気候変動の影響に適応する
- ・ クリーン技術の直接開発と移転、能力開発、森林伐採や森林劣化に由来する排出量増加を削減することを通じて、将来の気候変動を緩和する
- ・ 最貧国の安全で、健康で、よりよい生活を送る権利に貢献するような、持続可能な開発の道筋を創り出す

現行の提案のもとで欧州委員会は、2020 年までにオークション収入は年間 500 億ユーロになると予測しています。地球温暖化を 2°C未満に抑えるために各国政府が排出量削減達成に真剣に取り組む場合、全オークション収入を気候変動緩和と適応対策に費やす必要があります。したがって WWF は、全オークション収入は気候変動防止・適応策に費やすことに使用されることを推奨します。

- ・ オークション収入のうち少なくとも 50%を開発途上国の援助にまわす
- ・ 残りの 50%は EU 内の気候変動緩和・適応策に割り当てる

③クリーン開発メカニズム（CDM）からのクレジット

13. EU ETSのフェーズⅡにおいて、CDM由来の外部クレジットが、どの程度、認められていますか？

フェーズⅡにおいて、CDM/JI 由来の外部クレジットの EU ETS への利用は 13.4%の上限で認められています。これは 2 億 7,200 万トン CO₂/年に等しいものです。一方、欧州加盟国全体による削減量は、2005 年ではわずか 4.4%、9,400 万トン CO₂/年となっています。（地図を参照）

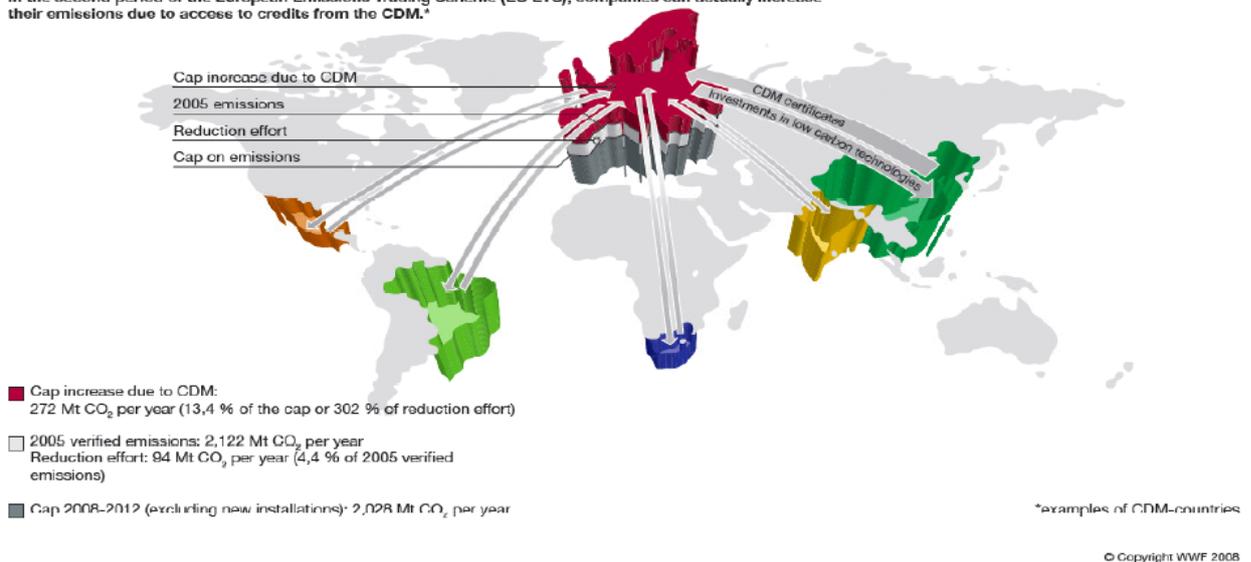
EU ETS のフェーズⅡにおいて、大量の CDM/JI クレジットへのアクセスが可能であるという事実が意味するのは、EU ETS が対象とする部門からの排出量は、実際、2005 年に比べて 1 億 7,800 万トン CO₂分、増加する可能性があるということです。この数字は約 37 の石炭火力発電所からの年間排出量に等しくなります。この事実は、EU において排出量削減を目指す計画においては、当然受け入れられないものです。



for a living planet®

Access to credits from the Clean Development Mechanism today (2008 - 2012) could lead to an increase in European emissions

In the second period of the European Emissions Trading Scheme (EU ETS), companies can actually increase their emissions due to access to credits from the CDM.*



14. WWFは（フェーズIIIにおける）外部クレジットの上限をどう考えていますか？その理由は？

欧州委員会の提案は以下の通りです。

- ・ 20%シナリオの場合：フェーズIIからのバンキング（前フェーズにおいて使用されていない CDM クレジットのみ）＋後発開発途上国の新規の CDM プロジェクトのみ可能
- ・ 国際的合意がなされた際の 30%シナリオの場合：バンキング＋国際的合意の結果により生じる削減量の半分まで CDM/JI の使用が可能。後者は、20%シナリオと 30%シナリオ間の削減量の差の半分となる。

一方、WWF の立場は以下の通りです。

EU ETS 内の企業の、EU 外の排出削減クレジットへのアクセスが過剰になった場合、国内の削減が遅れ、また炭素集約的なインフラへの投資が継続することになります。インフラの例としては、新規の、適切な削減設備を伴わない石炭火力発電所が挙げられます。これは経済的には有望な選択肢なのです。これにより、これから何十年もの間、EU の CO₂ 排出量は増加の一途を辿ることになります。2020 年やそれ以降の長期目標を不可能にしてしまうか、少なくとも、将来的な削減を納税者・企業にとって大変コストがかかるものにしてしまいます。

他方で、EU 内で低炭素投資をすることに経済的インセンティブをきちんと提供すれば、より新しいアイデアが生まれ、また欧州内の既存の、そして将来の労働者に対して雇用機会を創出することになるでしょう。同時に EU は、開発途上国が低炭素社会への道を歩むように貢献し、また森林伐採や森林劣化による排出量増加を削減するのを助け、気候変動の影響に適応できるよう援助することが重要です。WWF は、EU 内の排出削減を促進し、かつ開発途上国を援助するというこの一組の目標のバランスを取るための最良の策は、EU 非加盟国の排出削減目標を、EU 域内の温室効果



for a living planet®

ガス削減目標である 30%に追加することである、と考えています。したがって、WWF は以下の事項を推奨します。

- ・ 欧州は、30%という EU 全域の削減目標に加え、EU 域外で達成されるべき 15%の排出削減にかかるコストに等しい費用を支払う。この際、EU ETS の各部門は、公平に割り当てられた責任を負う。
- ・ この追加の 15%分は、新規の、そして既存の市場メカニズムを利用することや、緩和策と適応策に係る経済的な仕組みを利用することを通じて達成される。ここには改善・改良された CDM も含まれる。

15. 本当に、外部クレジットが温室効果ガス削減をもたらし、持続可能な開発に貢献するのでしょうか？

CDM は UNFCCC によって創設されました。CDM は工業国に対し、排出削減目標を達成するための、より安価な方法を提供するものです。その方法は、開発途上国の排出量削減プロジェクトへの投資となります。CDM のもうひとつの目的は、プロジェクトが行われるホスト国に対して、持続可能な開発という利益をもたらすことです。したがって、上記の 2 つの目標が実際の CDM プロジェクトで反映されることが重要になってきます。

しかしながら、WWF が懸念を抱いているのは、CDM クレジットの質です。特に、CDM からの追加的な資金がなくとも行われたプロジェクトかどうか、という点です（いわゆる「非追加的」プロジェクト）。CDM からのクレジットがなければ成立しなかったプロジェクトが「追加性がある」とされます。CDM として登録されたプロジェクトは、削減したトン当たりの CO₂ に対してクレジットを獲得します。それらのクレジットは国際カーボン市場で取引され、たとえば欧州で排出された CO₂ を相殺するために使用が可能です。

上記の懸念は、ある CDM プロジェクトが「追加的」でない場合においてそのクレジットが EU ETS に流れ込んだ場合、世界の排出量は減少するどころか増加する、ということです。

CDM プロジェクトが実際に追加的で、持続可能な開発に関して正の影響をもち、また低炭素経済に貢献することを確保するためには、EU ETS 内における CDM プロジェクトのクレジットの使用に関して、ゴールド・スタンダードの承認を受けたものに限るべきであると考えます（質問 16 参照）。

16. なぜゴールド・スタンダードは他の基準より優れていると考えているのですか？

ゴールド・スタンダードは、カーボンオフセット・プロジェクトに関する、独立し、透明性があり、国際的に認知された、質の高い基準です。ゴールド・スタンダードの対象は、風力発電、バイオマス関連プラント、または最終消費段階におけるエネルギー節約対策のような、再生可能エネルギーと需要側効率改善プロジェクトに限定されています。ゴールド・スタンダードは、プロジェクトに対し、UNFCCC の追加性審査に関して保守的な解釈をするよう、要求しています。これは、実際に排出量が減少し、増加する可能性はない、という基準に基づいてプロジェクトが追加的であるとされる必要があることを意味しています。また、ゴールド・スタンダードのプロジェクトでは、UNFCCC 公認の独立した第三者が作成する、当該プロジェクトが実際に持続可能な開発に貢献している、という主旨の証拠の提出が求められます。